


平成28年6月12日(日)

## ご連絡

弁護士 亀井英樹 先生  
FAX 3 2 2 6 - 0 2 9 0

〒107-0061  
港区北青山3丁目12番7号  
秋月ビル407  
浅倉隆顕法律事務所  
弁護士 浅倉隆顕   
Tel 03-5766-4669  
Fax 03-5766-4699

送信枚数2枚(本紙を含む。)

※アクションカレッジ対アムスホテルズ他の件

平成28年7月6日(水)午後3時30分の交渉に先立ち、以下のとおり、当方の平成28年4月12日付要求を、一部修正します。

### 1 館山

#### i 賃貸借契約を締結する場合

- ① 賃料は年162,000円(消費税等相当額を含む。)
- ② 始期は平成27年11月17日に遡る。
- ③ 共有持分権者は将来の修繕に備える修繕積立金は支払わず、アムスホテルズ等が将来実際に修繕をなした後、金額及び支払時期を協議する。
- ④ アムスホテルズは、固定資産税を支払った証拠を示して、共有持分権者に対して求償する。

その際、事務手数料等は請求しない。

#### ii 共有持分権の売買の場合

45万円

登記手続費用は、買主が負担する。

## 2 軽井沢

### i 賃貸借契約を締結する場合

- ① 賃料は年 86,400 円（消費税等相当額を含む。）
- ② 始期は平成 26 年 4 月 1 日に遡る。
- ③ 共有持分権は、アムスホテルズがすでに支出した修繕費 10,718 円は支払う。
- ④ 共有持分権は将来の修繕に備える修繕積立金は支払わず、アムスホテルズ等が将来実際に修繕をなした後、金額及び支払時期を協議する。
- ⑤ 固定資産税は共有持分権者が自らの分を支払う。

### ii 共有持分権の売買の場合

45 万円

登記手続費用は、買主が負担する。

## 3 会津高原

- i 開業に向けての計画をお聞かせください。
- ii 共有持分権の売買の場合は 30 万円  
登記手続費用は、買主が負担します。

以 上